

○ 名古屋市工業研究所設備管理運営要綱(抜粋)

(使用の不許可)

第9条 細則第6条第4号のその他市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

(使用料の減免)

第15条 条例第11条の規定により、使用料を減免できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋市が主催し、工業技術の振興を目的として使用する場合で、規定使用料の全額
- (2) 研究所の関連研究会が名古屋市との共同主催で工業技術の振興を目的として使用する場合で、規定使用料の全額
- (3) 研究所が事業を委託している団体が、その受託事業を実施するために設備を使用する場合で、規定使用料の全額

(特別の設備の付設等)

第17条 設備を使用する場合に、特別の設備を付設しようとする者は、使用許可の申請と同時に必要に応じ求められる書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第19条 条例並びに細則の規定のほか、使用者及び入所者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 使用許可された以外の設備を使用しないこと。
- (3) 壁、柱又は扉に張り紙し、又はくぎ類を打込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 飲食物を調理し提供しないこと。承認を受けないで物品の販売及び飲食物を調理し提供しないこと。
- (7) 承認を受けないで寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 使用許可された設備以外の備品を移動させないこと。
- (9) 所内において指定場所以外では、喫煙しないこと。
- (10) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) ホール、展示場を使用する場合は、使用日の10日前までに舞台、照明、音響等について研究所係員（以下「係員」という。）との間で、詳細な打ち合わせを行うこと。
- (12) 看板類は、指定した場所以外には、置かないこと。
- (13) 新聞、雑誌等に広告、チラシなど掲載する場合は、事前に係員と協議すること。
- (14) 廃棄物は、使用者において責任を持って処理すること。
- (15) 前各号に定めるものの他、市長が指示した事項。

(管理上の入室)

第20条 使用者は、管理のために立入る係員の入室を拒むことはできない。

(専門員の配置)

第21条 使用者は、設備の使用に際し、係員の指示により、専門的な技術が必要な場合は、専門員を置かなければならない。

- 2 ホール、展示場への来場者の整理は、使用者の責任において行い、必要によっては、整理員を置かなければならない。

(使用後の点検)

第22条 使用者は、設備の使用を終了したときは係員に報告し、その点検を受けなければならない。